

令和3年度 部活動運営上の規則（生徒用）

- 1 部活動は、原則として顧問の先生のもとで行うものとする。ただし、職員会議等の場合は特別に考慮する。（朝練も含む。）
 - ・ 日曜日、休日、祝祭日は顧問の先生がつかないと活動できない。
 - ・ 雨天などで、教室や廊下で練習するときは、顧問の先生の監督のもとでなければならない。また、道具を使用する練習は禁止する。
- 2 総下校時間は、原則として次のとおりである。

4月～9月市新人大会	18：30
9月市新人大会～10月県体	18：00
10月秋季県体以降	17：45
11月	17：30
12月	17：15
1月	17：30
2月～卒業式	18：00
卒業式～3月末	18：15

- 3 朝練の活動時間は、顧問の先生の裁量とする。ただし、開始時間は**7：20以降**とし、安全面や体調面を十分に配慮すること。また終了時間については**8：00**までとし、制服に着替え、8：20までに落ちついた状態で席に着いておくようにすること。
- 4 活動は計画を立て、安全で効率の上がる方法で、まじめに行うこと。
- 5 部活動は危険性があり、顧問の先生の指示した練習以外のことは絶対にしないこと。
- 6 活動中は、身体の安全に留意し、傷害などが起こらないように細心の注意をすること。万一、けがなどをした場合は、保健室または先生にすぐ届けること。
- 7 キャプテン（部長）を中心として、部内の和を大切にし、チームワークの向上を目指すこと。特に、上級生と下級生の関係は親切、敬愛、協力の精神で貫くこと。
- 8 活動中は、貴重品を放置せず、身につけておくか、顧問の先生に預けること。
- 9 服装は、部活動に適したものでなければならない。
- 10 器物を破損した場合は、すぐに先生に届け、後片付けをすること。
- 11 練習時間には、準備・後始末も含まれる。
- 12 活動後の始末や更衣、下校は速やかに行うこと。
- 13 プールの使用は、顧問の先生がつかないと認めない。

- 14 長期休業中の練習では、キャプテン（部長）か副キャプテン（副部長）が練習時間を事務室の部活動日誌に記入すること。
- 15 地域行事には、優先的に参加すること。
- 16 部活間の連携を深めるため、生徒会長は、必要に応じてキャプテン（部長）会議を行う。
- 17 体育館、柔剣道場の使用について
 - ① 体育館使用の部は使用割り当てに従う。整理整頓、清掃、窓閉め、施錠、消灯を必ず行うこと。
 - ② 体育館、柔剣道場を使用する者は、土足で上がらない。グラウンドと体育館は履き物を区別すること。
 - ③ 体育館、柔剣道場での食事は禁止する。
- 18 部室の管理使用について
 - ① 常に整理整頓し、用具の保管、更衣の場所として使用すること。
 - ② キャプテン（部長）と副キャプテン（副部長）を中心として、責任をもって施錠し、鍵は担当教員が保管する。
 - ③ 部室や活動場所の鍵は、顧問の先生の上承を得て受け取り、返却のときは顧問の先生の確認を得ること。
 - ④ 部室の出入りは、朝と放課後の活動のときに限る。
 - ⑤ 部員以外（卒業生も含む）は部室に出入りさせない。
 - ⑥ 用具を大切にし、活動終了後全員で後始末をし、用具の点検も必ずすること。
 - ⑦ 部室の周辺や部室の中での飲食は禁止する。
- 19 登下校について
 - ① 時間を守る。下校とは、その部全員が下校することを意味する。
 - ② 登下校中の買い食いは厳禁する。
 - ③ 日曜、祝祭日や長期休業中も制服または学校指定のジャージ、部活動で許可されたユニフォームやトレーニングウェアで登下校する。
 - ④ 自転車での登下校を禁止する。
- 20 昼食について
昼食は、顧問の先生の指導・管理のもと、指示された場所でとる。ゴミは各自で責任をもって持ち帰ること。

徹底項目

- 2, 3 . . . 朝練の終了時間および、総下校時間の厳守。
- 4, 5, 6 . . . 部活動中の安全管理。
- 19 登下校のマナーと安全管理。